

保 学 第 2 7 号
令和 4 年 6 月 1 0 日

県 立 学 校 長
市町村（組合）教育委員会教育長 殿
（ 岡 山 市 を 除 く 。 ）

岡山県教育庁保健体育課
学 校 体 育 班

夏季における児童生徒のマスクの着用について

平素から、児童生徒の安全指導及び事故防止に、御尽力いただき感謝申し上げます。

このことについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのとおり、事務連絡がありました。

令和 4 年 5 月 2 5 日付保健第 6 5 号によりマスクの着用について考え方を通知したところですが、熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識した上で、児童生徒に対してその危険性を適切に指導するとともに、保護者に対して理解・協力を求めること、また、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時においては熱中症予防を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導することなど、改めて御確認いただき、適切に御対応いただくよう関係者等へ周知をお願いいたします。

併せて県保健福祉部事務連絡「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」の内容にも十分御留意いただき、御対応ください。

なお、市町村（組合）教育委員会にあっては、貴管内の学校（園）に対して周知方をよろしくお願いいたします。

〈担当〉

岡山県教育庁保健体育課学校体育班

指導主事（主任）宮崎 准二

TEL（086）226－7592

FAX（086）226－3684

「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日付け事務連絡）においてお示した「マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項」について、最近の熱中症事案等を踏まえて再周知いたします。



事務連絡
令和4年6月10日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

夏季における児童生徒のマスクの着用について

夏季における児童生徒のマスクの着用については、令和4年5月24日付けの事務連絡（以下「前回事務連絡」という。）により留意事項等をお知らせし、その考え方の理解促進に向けて厚生労働省と協力してリーフレットを作成するとともに、Q&Aを文部科学省HPに掲載する等を行っているところです。

一方で、最近、熱中症により多くの生徒が救急搬送される事案が複数件確認されており、今後更に気温や湿度、暑さ指数が高くなることを見込まれる中で非常に憂慮すべき事態となっております。

このため、これらの事案や関連する指摘等を踏まえ、特に熱中症のリスクが高くなる夏季におけるマスクの着用の考え方について、改めてお知らせしますので、これらを参考に各地域や学校における対応方針を再確認いただくようお願いします。

記

- 基本的な感染対策として、引き続き、地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を徹底していく必要があります。

- 併せて、気温・湿度や暑さ指数が高くなる中で児童生徒がマスクを着用することで、熱中症のリスクが更に高まるおそれがあることから、マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項について前回事務連絡で示したところであり、そのポイントは以下のとおりとなりますので、改めて御確認の上、適切に御対応ください。
- ・ 各学校においては、熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識した上で、リーフレット等も活用しながら、児童生徒に対してその危険性を適切に指導するとともに、保護者等に対しても理解・協力を求めること
 - ・ マスクの着用が不要な場面の例として、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時を取り上げており、これらの場面においては、特に熱中症のリスクが高いことが想定されることから、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること
 - ・ その上で、できるだけ距離を空ける、近距離での会話を控えるといったことをはじめ、屋内の体育館等の場合には常時換気など換気を徹底する、運動部活動については各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組を行うなどの工夫を検討し、必要な対応を取ること
- なお、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しても適切な配慮が必要となりますが、その場合にも、熱中症対策を適切に講じることが不可欠となります。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

【参考資料】

- ・ 「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- ・ 「マスクの着用に関するリーフレットについて」（令和4年5月25日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)



事務連絡
令和4年 5月23日

各部局主管課
各県民局総務課
各地域事務所地域総務課
議会事務局総務課
人事委員会事務局
労働委員会事務局 御中
監査事務局
企業局総務企画課
教育庁教育政策課
県警本部警務課

保健福祉部健康推進課
健康づくり班長

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

このことについて、別添のとおり厚生労働省から熱中症予防に係る周知依頼がありました。

貴所におかれましても、趣旨をご理解いただき、熱中症予防の啓発・注意喚起に努めるとともに、関係団体等への周知をお願いいたします。

また、厚生労働省及び環境省の下記サイトに、熱中症予防の情報や資料がありますので、ご活用下さい。

記

【厚生労働省：熱中症関連情報】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/

【熱中症予防のための情報・資料サイト（リーフレット等こちらからダウンロードできます）】

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html

【熱中症診療ガイドライン】

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph05

【「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html

【職場における熱中症予防ポータルサイト】

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

【環境省：熱中症予防情報サイト】

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

<問い合わせ先>

保健福祉部健康推進課 健康づくり班 武村

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号

TEL : (086)226-7328 FAX : (086)225-7283

E-mail : mariko_takemura@pref.okayama.lg.jp

事務連絡
令和4年5月18日

各	〔 都 道 府 県 市 町 村 特 別 区 〕	衛生主管部局	御中
		民生主管部局	御中
		各 都道府県労働局	労働基準部 御中 職業安定部 御中

厚生労働省 健康局 健康課
医政局 総務課
医薬・生活衛生局 総務課
医薬・生活衛生局 水道課
労働基準局安全衛生部労働衛生課
職業安定局高齢者雇用対策課
子ども家庭局 総務課
社会・援護局 総務課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
老健局 総務課

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人ひとりに対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

このため、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、多言語によるリーフレット、障がいをお持ちの方の熱中症予防のポイントをまとめたリーフレット及び職場における熱中症を予防するためのリーフレットを作成しております。本年度においても、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止の観点には十分留意しつつ、貴自治体及び貴労働局におかれましては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、可能な範囲で広く呼びかけていただきますようお願いいたします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児、乳幼児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いいたします。また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関等への注意喚起及び周知徹底方よろしくをお願いいたします。

また、厚生労働省ホームページに、日本救急医学会作成の「熱中症診療ガイドライン2015」を掲載するとともに、「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントをまとめていますので、併せて御活用いただきますようお願いいたします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いいたします。

- 厚生労働省ホームページ 熱中症関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/

「熱中症診療ガイドライン2015」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph05

- 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントをまとめました

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html

なお、職場での熱中症予防対策については、令和4年も「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しております。

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の情報に加え、場所を問わずアクセスして学べる、熱中症予防のためのオンライン教育用ツールを掲載しておりますので、是非ご覧ください。

- 職場における熱中症予防ポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

さらに、昨年度に引き続き令和4年4月27日から環境省と気象庁が連携し「熱中症警戒アラート」が全国で運用開始されました。「熱中症警戒アラート」は熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表されるもので、国民に「気づき」を与え、適切な熱中症予防行動を効果的に促すための情報となっています。

「熱中症警戒アラート」が発表された地域におかれては、関係各所への速やかな情報展開及び熱中症予防対策の一層の強化等のご協力をお願いいたします。

- 環境省「熱中症予防情報サイト」

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

(参考) リーフレットは以下の URL からダウンロードが可能です。

- 熱中症の症状、予防法、対処法等についてのリーフレット：

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph01

(日本語、英語、中国語 (繁体字)、中国語 (簡体字)、韓国語、イタリア語、インドネシア語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ドイツ語、ネパール語、フランス語、ベトナム語、ポルトガル語)

- 障がいをお持ちの方へ…熱中症対策リーフレット：

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph02

障がいをお持ちの方、夏場の外出に慣れていない方、介助者や周囲の人、視覚障害をお持ちの方、手足・体幹の障害をお持ちの方、知的・発達障害をお持ちの方

- 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」について：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000900484.pdf>

- みんなで防ごう！熱中症：(職場における熱中症予防関係)

https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/DESIGN_JAPANESE_2.pdf

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/link/>

(日本語、英語、インドネシア語、クメール語 (カンボジア語)、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、中国語 (簡体字))

(担当者)

厚生労働省健康局健康課地域保健室

村田、篠原、山口

TEL : 03-5253-1111 (内 : 2332)

FAX : 03-3503-8563

e-mail : communityhealth@mhlw.go.jp